

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 25 日（火）第 602 号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○養蜂振興法及び鹿児島県蜜蜂転飼条例施行細則の一部を改正する規則（※）

（畜産振興課取扱い） 1

規

則

養蜂振興法及び鹿児島県蜜蜂転飼条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第13号

養蜂振興法及び鹿児島県蜜蜂転飼条例施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法及び鹿児島県蜜蜂転飼条例施行細則（昭和31年鹿児島県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを次のように改める。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

蜜蜂飼育届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数
	群 (うち日本蜜蜂)

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼育予定最大計画蜂群数	飼 育 期 間
	群 (うち日本蜜蜂)	1 月 1 日から 月 日まで
	群 (うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	群 (うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	群 (うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

(1) 個人情報の利用目的

県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

(2) 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。

(3) 個人情報の第三者への提供

県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係

機関等の協力が必要な場合

- 備考 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 飼育計画は 1 月 1 日から 12 月 31 日までについて記入すること。

【提出に当たつての留意事項】

養蜂振興法第 8 条第 1 項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

第 2 号様式（第 2 条関係）

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

養蜂振興法第 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 年蜜蜂飼育計画

変 更 前 の 飼 育 計 画			変 更 後 の 飼 育 計 画		
飼 育 場 所	飼 育 予 定 最大計画 蜂 群 数	飼 育 期 間	飼 育 場 所	飼 育 予 定 最大計画 蜂 群 数	飼 育 期 間
	群 （うち日 本蜜蜂 ）	月 日から 月 日まで		群 （うち日 本蜜蜂 ）	月 日から 月 日まで
	群 （うち日 本蜜蜂 ）	月 日から 月 日まで		群 （うち日 本蜜蜂 ）	月 日から 月 日まで
	群 （うち日 本蜜蜂 ）	月 日から 月 日まで		群 （うち日 本蜜蜂 ）	月 日から 月 日まで
	群 （うち日 本蜜蜂 ）	月 日から 月 日まで		群 （うち日 本蜜蜂 ）	月 日から 月 日まで

2 変更した理由

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

(1) 個人情報の利用目的

県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

(2) 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び

実施体制の整備を講じる。

(3) 個人情報の第三者への提供

県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

3 飼育計画は 1 月 1 日から 12 月 31 日までについて記入すること。

【提出に当たつての留意事項】

養蜂振興法第 8 条第 1 項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

第 3 号様式（第 3 条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

下記のとおりに転飼したいので許可願いたく、養蜂振興法第 4 条第 1 項の規定により
鹿児島県蜜蜂転飼条例第 2 条第 1 項
り申請します。

記

	転飼申請 直前の飼 育場所	転飼しよう とする場所	左の土地 所有者住 所氏名	飼育予定最 大計画蜂群 数	主な 蜜源	転 飼 期 間	飼養管理者 住所氏名
1				群 (うち日本 蜜蜂)		月 日から 月 日まで	
2				群 (うち日本 蜜蜂)		月 日から 月 日まで	
3				群 (うち日本 蜜蜂)		月 日から 月 日まで	
4				群 (うち日本 蜜蜂)		月 日から 月 日まで	

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

1 個人情報の利用目的

県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

2 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。

3 個人情報の第三者への提供

県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

- 備考 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 この様式は、九州各県の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 5 号様式を次のように改める。
第 5 号様式（第 3 条関係）

蜜蜂転飼許可変更申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日に交付された蜜蜂転飼許可証第 号中鹿児島県蜜蜂転飼条例第 2 条第 2 項の規定により条件を付された事項について下記のとおり変更の許可を受けたいので、同条例第 4 条第 4 項の規定により申請します。

記

変 更 し よ う と す る 事 項			変 更 の 理 由
	変 更 前	変 更 後	
飼育予定最大 計画蜂群数	群 (うち日本蜜 蜂)	群 (うち日本蜜 蜂)	
転 飼 期 間	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	
飼養管理者住 所氏名			
その他の条件			

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

1 個人情報の利用目的

県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

2 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。

3 個人情報の第三者への提供

県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の養蜂振興法及び鹿児島県蜜蜂転飼条例施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。